

各位

会社名 モリト株式会社
代表者名 代表取締役社長 一坪 隆紀
(コード番号：9837 東証プライム市場)
本社所在地 大阪府中央区南本町4丁目2番4号
問合せ先 取締役上席執行役員 管理本部長 兼
経営管理本部長 阿久井 聖美
(電話番号：06-6252-3551)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年1月24日開催の取締役会において、2023年2月24日開催予定の第85回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第70号）」により、新たに上場会社で場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められました。

当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方法を拡充することが株主の皆さまの利益に資すると考えますので、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第13条（招集）に場所の定めのない株主総会の開催の追加するものであります。

株主総会の開催方法の決定にあたっては、開催の都度、株主の皆さまの権利を最優先とし、感染症や大規模災害等を踏まえた社会的な要請を踏まえ、取締役会の決議により慎重に決定いたします。

なお、当社は、当該変更にあたり、経済産業大臣及び法務大臣によって、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当する旨の確認を受けております。

- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されました。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主の皆さまに交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を変更案第16条（電子提供措置等）として新設し、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定を削除するとともに、経過措置等に関する付則を設けるものであります。

2. 変更の内容

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集) 第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集) 第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。</p> <p><u>2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>付則 <u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> 第2条 2022年9月1日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p><u>2. 本条は、2022年9月1日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日
定款変更の効力発生予定日

2023年2月24日(金)
2023年2月24日(金)

以 上